

番 号 : 161056

国 名 : コソボ

担当部署 : 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム

案件名 : 国営放送局能力向上プロジェクト 終了時評価調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年3月上旬から2017年4月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.40M/M、現地 0.43M/M、合計 0.93M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 4日 現地業務期間 13日 整理期間 4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2月8日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着) 提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報 >調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について) (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年2月21日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	コソボ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

コソボでは1999年に国連コソボ・ミッション（UNMIK）による暫定統治が始まって以降も、TV・ラジオの報道・番組制作において、セルビア人等少数民族への憎悪を煽る所謂「hate speech」が多く見られたことから、同ミッションがメディア規制機関として、「Temporary Media Commissioner (TMC)」を設置。2005年には、TMCが活字メディアを規制する「プレス評議会」と放送メディアを管理する「独立メディア委員会（IMC）」に分割され、それぞれの倫理綱領に基づいて、自由・公正なメディアの育成に努めてきた。

しかし、独立宣言（2008年2月）前後の民族意識の高まりや権力の独占状態がメディアの健全な育成を阻んできた。

また、国の規模に比してマスメディアの数が多く、市場が吸収できる規模を遥かに超えている状況も問題を複雑化している。同国は人口約200万人、失業率は35%ほどに達しており、市場規模が小さい中で、限定された広告収入を多くの商業メディアが獲りあう状況が続いている。紛争直後は二国間ドナーやUNDP等からメディアに対する支援も多かったが、独立後、資金提供が漸減した結果、メディアが利益グループ、政治勢力等に依存するようになり、公正性が求められるジャーナリズムの機能はさらに低下しつつある。

以上のような背景のもと、本プロジェクトは、「ラジオ・テレビジョン・コソボ（以下 RTK）」をカウンターパート（C/P）として2015年10月から2017年10月までの予定で、職員のテレビ放送機材に係る運用及び維持管理能力が強化されるとともに、テレビ番組制作能力及び報道能力が強化されることにより、公共放送局であるRTKのテレビ放送番組の質が向上することを図り、もってRTKがコソボにおけるすべての民族に対し、正確・中立・公正な情報を提供するマスメディアのモデルとなることを目指して活動を実施している。

今回実施する終了時評価は、2017年10月初旬の技術協力プロジェクト終了を念頭に、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、コソボ側カウンターパート（C/P）機関であるRTKと協議・合意し、その内容をミニッツ（M/M）として取り纏め、署名・交換し、終了時評価を行うために必要な情報を収集・分析することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集、整理し分析するとともに、協力計画策定のために必要な以下の業務を行う。また、報告書（案）全体の取りまとめに協力する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間(2017年2月下旬)

- ① 既存の文献（先行案件の文献を含む）、報告書等（ベースラインサーベイ、モニタリングシート、業務完了報告書（第1年次））をレビューし、本プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 本プロジェクトのプロジェクト・デザイン・マトリクスに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（C/P機関、その他コソボ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間(2017年2月下旬～3月中旬)

- ① JICAバルカン事務所等との打合せに参加する。
- ② RTKその他関係機関との会議及び現地調査に参加する。
- ③ 本調査の主旨・実施方法について、コソボ側C/Pに説明を行う。

- ④ コソボ側C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前にJICAバルカン事務所を通じてコソボ側関係機関に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
 - ⑤ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
 - ⑥ 国内準備並びに上記④及び⑤で得られた結果をもとに、他の調査団員とともに評価5項目の観点から評価を行い、終了時評価報告書（英文）（案）の取りまとめを行う。
 - ⑦ 終了時評価報告書（英文）（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
 - ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
 - ⑨ 現地調査結果をJICAバルカン事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2017年3月中旬～3月下旬）
- ① 帰国報告会に出席する。
 - ② 帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ③ 終了時評価報告書（和文）のドラフトを作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（2）のすべてとする。

- (1) 終了時評価報告書（案）（英文）
- (2) 終了時評価報告書（案）（和文）

いずれも、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ウィーン/チューリヒ/フランクフルト⇒コソボ⇒ウィーン/チューリヒ/フランクフルト⇒日本を標準とします。

- (2) 直接人件費単価

本業務における直接人件費単価については、2016年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

本業務従事者の現地派遣期間は2月27日～3月11日（当機構の調査団員と同日程）を想定しています（出発日・調査期間ともに変更の可能性あり）。

- ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は以下のとおり。

- a) 総括 / 民主化支援 / 報道・番組制作（JICA国際協力専門員）
- b) 協力企画（JICA）
- c) 評価分析（コンサルタント）

- ③ 便宜供与内容

JICAバルカン事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- ア) 空港送迎

- あり
- イ) 宿舎手配
- あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 現地日程のアレンジ
機構にてアレンジ。
- オ) 通訳備上
なし
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ① メディア支援に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
(<http://libopac.jica.go.jp/>)
 - ・ 「南スーダン共和国 南スーダンTV・ラジオ組織能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書」（2013年1月）
 - ・ 「ネパール連邦民主共和国 平和構築・民主化促進のためのメディア能力強化プロジェクト終了時評価調査報告書」（2013年9月）
 - ・ 「ブータン国 国営放送能力強化プロジェクト中間評価調査報告書」（2009年4月）
- ② 本業務に関する以下の資料を機構から提供します。（担当部署：産業開発・公共政策部 法・司法チーム、電話番号：03-5226-6917）
 - ・ ベースラインサーベイ（2015年12月）
 - ・ モニタリングシート（2016年2月、2016年8月）
 - ・ 「コソボ国営放送局能力向上プロジェクト」業務完了報告書（第1年次）（2016年10月）

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バルカン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上